

## 第2回 小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

日 時 平成21年10月1日（木） 午後2時～4時  
場 所 市役所大会議室  
出席者 委員長・副委員長他委員5名  
事務局：財務部長、財政課長、財政課長補佐、財政課主査  
地域文化課長、高齢者福祉課長、中央公民館長、体育課長

次第1 開 会

次第2 委員自己紹介

次第3 資料の説明

次第4 各施設の状況について

地域センター・福祉会館・公民館・体育館等

(1) 施設の概要

(2) 使用料金

(3) 使用料免除状況

次第5 その他

次第6 閉会

配布資料

資料1 第1回小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

資料2 各種団体への補助金一覧（平成20年度）

資料3 平成16年度使用料・手数料改定一覧

資料4 近隣市体育施設の使用料一覧

資料5 各施設の利用案内

資料6 利用団体別使用料免除一覧（平成20年3月分）

○委員長 本日はお忙しい中、委員の皆様にご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから、第2回小平市受益者負担の適正化検討委員会を開催いたします。

初めに、第1回委員会に欠席をされておりました委員が、きょうお見えになっておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

—委員挨拶（略）—

○委員長 ありがとうございます。

次に、今回、各施設のご説明をいただくために担当課長がお見えですので、ご紹介をさせていただきますでしょうか。お願いします。

—地域文化課長（地域センター）、高齢者福祉課長（福社会館）、中央公民館長、体育課長（体育館・体育施設）紹介（略）—

○事務局 本日、現在1名の傍聴を希望される方がいらしております。傍聴の可否をお諮りお願いいたします。

○委員長 ただいま、事務局より、傍聴人についての報告がありましたが、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

○委員 結構です。

○委員長 特に異論はございませんので、許可するものといたします。

（傍聴者入室）

○委員長 それでは、次第に沿いまして進行させていただきます。

まず次第の3です。資料の説明がございますので、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の3、資料の説明をいたします。

お手元に資料1から6までございますが、そのうちまず資料1でございますが、前回の委員会での会議要録でございます。各委員さんにあらかじめ原稿をお渡ししてご確認をいただいているところでございますが、正式な要録としてお示ししたものでございます。なお、この要録は現在市のホームページで公開しております。

次に、資料2でございますが、「各種団体への補助金一覧（平成20年度）」、資料3「平成16年度使用料・手数料改定一覧」、資料4「近隣市体育施設の使用料一覧」、資料5「各施設の利用案内」、資料6「利用団体別使用料免除一覧」の6種類の資料でございます。このうち、資料1、資料3、資料4、資料6につきましては、前回の委員会で委員から資料の提供のご依頼があったものでございます。

まず資料2でございますが、「各種団体への補助金一覧（平成20年度）」をご覧くださいませうでしょうか。この一覧は、20年度と19年度の、市から各団体へ補助した補助団体名と金額を一覧にしたものでございます。福祉団体、産業団体、文化・スポーツ団体、行政協力団体等の区分で、表記したものでございます。このうち、施設を利用する団体につきましては、裏面の文化・スポーツ団体を中心となり、この文化・スポーツ団体のうち、さらに小平市文化協会、小平市体育協会等が該当いたします。

小平市文化協会の補助金につきましては、平成18年度は81万円の補助を行ってまいりました。19年度の欄を見ていただきますと、ゼロとなっておりますが、これは文化協会への補助事業が、小平市文化振興財団という財団への委託事業となったため、補助金としてはゼロになりました。結果的には、従来どおりの補助は文化協会には行っているところでございます。小平市体育協会は、加入団体33団体へ平成19年度303万6,000円、20年度394万4,000円の補助を行っております。

次に、資料3でございます。平成16年度使用料・手数料改正一覧でございますが、こちらは平成15年度に使用料・手数料の見直しを行った結果、16年度から改正した内容でございます。集会施設、福社会館、地域センター、公民館、体育館・体育施設、また各種手当の改正内容を表

にしたものでございます。表中、括弧が旧の料金、その上の欄が新料金、現行料金というふうになっております。

次に、資料4でございます。前回の委員会の席でお渡ししました使用料・手数料の見直し検討結果の報告書におきまして、原価計算の1.5倍ルールというものの例外として、体育施設の団体利用、プール、グラウンドにつきまして、お示ししたものでございます。その1.5倍部分の例外といたしましては、近隣市との使用料との比較とのご説明をさせていただきましたが、この表におきまして、さらに具体的な金額として、今回お示ししたものでございます。

例えば表中、総合体育館の中の一番上から2番目でございますが、第一体育室の団体利用の場合でございますが、現行料金といたしましては、小平市では1万5,000円でございますが、近隣6市の平均は7,961円と、明らかに近隣6市の方が低い金額となっております。このため、小平市では原価計算で行った金額をとらずに、現行の1万5,000円の金額を改正しないとしました。温水プール、総合体育館の中の一番下の温水プールでございますが、温水プールの団体につきましては、現行1万5,000円、6市平均1万7,320円でございますが、小平市の方が安くなっております。近隣の3市は、小平市よりも低い、あるいは同等の金額ということで、原価計算の例外としたところでございます。

これらのことから、体育施設の団体利用及びプール、グラウンドを1.5倍のルールの例外といたしたわけでございます。

資料5と資料6につきましては、後ほど担当課長からご説明いたします。

○委員長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

事務局の説明の範囲内でのご質問がございましたらお願いします。資料2と資料3、資料4ということで、とりあえずその範囲内でご質問ございますか。

資料2についてはいかがですかね、どうでしょう。失礼な言い方ですけども、皆増とか皆減という言葉はおわかりになりますか。ちょっとその辺説明してくれませんか。

○事務局 はい。皆減につきましては、前年度に比べてゼロという場合が皆減という言葉を使わせていただきます。それと、逆の皆増につきましては、前年度がゼロで、今年度は数字があるという場合につきましては、皆増という言葉でご説明しております。

○委員 資料3のほうで、集会室、第1集会室を見ますと、括弧で囲ってあるほうが、現行料金ですか。

○事務局 上のほうの括弧のない部分の金額が現在の料金ということになります。この資料は前回の改正のときの資料でございまして、現行というのは、以前の段階ということでご理解願います。

○委員 「現行」を消して、「旧料金」でいいですね。

○事務局 旧料金ということでご理解いただいて結構です。

○委員 実際にはこう安くなっているのは、それなりの理由があるわけですね。

○事務局 はい。この平成16年度のときも、現在と同じように原価計算を行いまして、その結

果、料金が安くしたほうが良いとしました。

○委員 それは近隣6市などもいろいろと勘案して。

○事務局 こちらにつきましては、単純に使用料の原価計算から算定されたものでございます。

○委員 はい、わかりました。

○委員長 その他にはいかがでしょうか。

○委員 よろしいでしょうか。資料2について、補助金を出されているときに、いろいろな根拠があろうかと思うのですけれども、国の定めということではなくして、小平市独自で補助金を出されているケースというのは、この中にはあるのでしょうか。何か独自の政策判断として補助金を出しているというのは。

○事務局 この中には独自のものと、国とか都の補助に基づいて行っているものと混在しております。両方合わせて入っております。

○委員長 この補助金については、もう一つの委員会のほうで検討されているみたいですね。

○事務局 そうです。

○委員長 他にご質問がなければ、次第3は終了いたします。

それでは、今度次第4、各施設の状況についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第4、各施設の状況についてのご説明でございますが、地域センター、福祉会館、公民館、体育館等の順にそれぞれの担当課長からご説明いたします。必要な時間は、おおむね各説明を15分程度といたしまして、説明内容は、施設の概要、料金、免除状況等を中心に行ってまいります。

質疑につきましては、4つの施設の説明が終わった後に、一括してご質問ということでよろしいでしょうか。

○委員長 はい、結構です。

○事務局 地域センターの概要等につきましてご説明をいたします。

それでは、お手元の資料5の小平市立地域センター利用案内をお開きください。

まず、地域センターとはということで、表紙に書かせていただいておりますが、これは一般市民に利用していただく前にお配りしているものでございます。

昭和50年代に小平市の人口が急増してまいりました。そういう中で、市としましては、自治会というものは、これはもうずっと長く歴史があるわけですが、新しく人口がどんどんふえていく中で、自治会のあり方というのも大分変わってきておりました。また、自治会がそれぞれ独自の集会室のようなものを持っていたわけではなかったものですから、そういう中で市としましては、地域の皆さんにコミュニティ活動や情報交換の場として地域センターというものをつくったわけでございます。

ここにもありますように、対象は高齢者、子どもなど、どなたでも、ということになります。当時は高齢者施策であるとか、現在のような次世代というくくりの中での施策ということが分かれておりませんでしたので、すべての方を対象にした、自由にお使いいただける施設ということ

でございました。

ですから、1人ででもフリーに来ていただいて使っていただく、自由に使っていただくという施設ではあったのですが、やはり自治会も含めて、団体で占有をしたいということがありましたので、当時から団体占有の料金等を設定したものでございます。ですから、この利用案内は主に団体利用のための施設利用案内ということでご理解ください。

昭和58年に第1館目が鈴木町にできました。以来、現在18館が市内、小学校区と同じように造っております。現在計画中のものも含めると、19館目が4・5年先にできる予定でございます。人口の急増に伴って、1年に2館造った年もございますし、現在のように緩やかな人口増の中では、4・5年かけて1館を皆さんの利用状況を聞きながらつくっているというところではございます。

また、利用の内容は、先ほど言いましたように、地域のためにつくるということでございましたので、非常に幅広く利用できるようにしております。ここの「地域センターとは」とありますように、自治会、PTA、ボランティア団体のそういった団体が使うこともできます。都会型の町になってきた小平では、地域で葬儀をするというのはなかなか難しいということがありましたので、唯一公の施設では葬儀ができる施設でもあります。最後にありますように、どなたでも利用できるというのが、この後説明する施設とは大きく違うところです。

それでは、中をお開きください。まず施設の概要から、簡単でございますけれども、説明させていただきます。

開館時間は朝の9時から夜10時まででございます。

団体利用する場合には、この3区分の範囲内でお使いいただくことになっております。午前ですと、午前9時から正午まで、この範囲内で準備から片づけをしていただくということになります。ただし、場合によっては午前と午後をとる場合もございますので、その場合は午前9時から午後5時までの範囲内をご利用いただくということになります。

休館日は月に2日、第1と第3の火曜日。その他は年末・年始であるとか、選挙会場、投票所になっている部分がありますので、そのようなときは臨時の休館とさせていただきます。

使用料は、もう既にご説明をしてありますが、ただ条例では、地域センターごとの条例ではございませんで、現在18館すべてをこの表で運営しておりますので、広さ的には大分差がございます。建ったそこの地域の土地の広さであるとか、事情であるとかということもいろいろありまして、例えば第1娛樂室で見えていただいてもおわかりいただけますように、大分広さが違います。その他の集会室のような、いわゆる会議室に使えるところの1.5倍ぐらいの差があるわけでございますが、料金としましては一律のもので運用させていただきます。

右に行きまして、地域センターは基本的には個人使用ということが大前提でございますので、どなたが何人で来られても、ふらっと来られても、ロビーや遊戯室というようなところは、もう自由に使えるように開放してございます。

ただ、ここにありますように、第2娛樂室、これは畳の部屋ですけれども、高齢者の方に、囲碁や将棋やというようなことで時間を使っていただいております。遊戯室、読書室は主に児童に

開放しております。また、卓球台を置いて卓球をしているというところが多いです。ただし、あいている時間帯はそれぞれ交じっていますので、学校がある時間帯は遊戯室に高齢者というか、一般の方も、大人の方も入って卓球をすることは許可をしております。

団体使用については、他の施設と同様に、一定の期間に申し込みをしていただいて、空いていれば当日まで申し込みができますけれども、事前に申し込みの利用申請をしていただいて許可をするという形になります。現実としては、地域センターの窓口で申請を受け付けて、その場で許可をしています。

公平を期すために、1団体が一月に使えるのは2区分まで、もしくは2回までということにしております。区分というのは、先ほどの午前、午後、夜間というのを1区分としていますので、午前、午後、通しでやると、1カ月に1回だけということになってしまいますが、そのようにお願いしております。

その理由の1つには、登録団体がふえてきておりますし、大きい団体がどんどん分かれていって使うということもありますし、また一定の場を確保してくると、そこで塾のような運営をされているのではないかというご指摘もあったものですから、我々としてはやはり市民が使えるようにということで、1回の利用については制限をしております。ただ、使用日の直前になっても、今日から1週間先ぐらまでの間であれば、この回数を超えて利用は許可しております。ですから、直前になって空いていれば、3回目も4回目も5回目も使えることになります。ただ、直前ですと、塾のように人を募集して何かをしようというのは、無理であろうと、我々は考えています。

申し込みの方法は、先ほど言いましたように、手続は書類を提出してということになります。ただ、今、公民館や体育施設のように、パソコンで施設を予約できるというシステムは導入しておりません。そのかわり、直接来る方だけでは大変だということで、高齢者にも配慮して、電話予約ということを去年から始めております。我々としましては、地域に根差した18館であるわけですので、その地域の人たちが取りやすい方法が一番良いと考えております。パソコンというのは世界どこからでもいうアクセスの面はありますけれども、その方たちがいち早く取られるというよりも、地域の方が取りやすいという意味では、現在の方法でいるところでございます。

次、4ページ目に入ります。団体登録のところでございます。

基本的に、地域センターをご利用いただくには、団体登録を毎年度していただいております。ですから、4月に使うときには、年度の頭に1回してもらえれば、その年度中登録は1回で済みます。12月の年末にしか使わない団体さんについては、それまでに手続をしてもらえばいいということになっています。

その地域センターが使える対象を市民、もしくは在住、在勤の方と条例等で決めていますので、その人たちがお使いいただいているかどうかを把握するという、それと、使用料の免除規定に当てはまる団体であるかどうかを客観的資料で見るために、登録をさせていただいております。

ちなみに、地域センター18館に職員は55名おります。すべては嘱託職員ということで雇用させていただいている方たちです。

資料5の5ページの上のほうにあります、(4)の下2、会費は例年で私塾や営利団体はいわゆる免除でなくて、使用団体に受けないわけでございますけれども、この目安としては、公民館とも足並みをそろえて、月2,000円という会費を徴収する団体までということをお願いをしております。

手続については、ここにある提出書類を1年に1回出していただいております。所定の用紙、うちの書類と、会則というところとちょっと大げさになってしまうのですが、小さな団体会則がないというところは、どんな活動をしているのかがわかるようなものをおつくりいただいております。会費を取っているのであれば、会計報告、名簿は役員さんとか、連絡がとれる方の名簿を出していただくということにしております。葬儀については例外的な扱いでございます。

概要については以上でございます。

資料6につきまして、1、地域センターで、施設ごとの団体ジャンルに分けたものでございすけれども、一番下に、免除率とありますが、構成比率と言った方が分かりやすいと思われます。自治会、子ども会、高齢クラブ、老人クラブとなっています。あと保育園、幼稚園のPTAとか役員会とか、保護者会まで含みます。PTAという大きな組織の、その中の何々部会だとかというのも含んでおります。一番大きなものは趣味の団体です。これは、いわゆるサークルと呼んでいるものでございすけれども、市民の方が5人以上集まって何かの目的で利用するときには、おおむねここに当てはめています。官公署、福祉活動団体、こちらは大分増えてきておりますけれども、ボランティアの会をやるとか、そういうことを目的に使う場合はここに入ります。民間と政治・宗教とありますけれども、民間団体というのは、市内の会社であれば、在住、在勤となりますので、営業活動はだめですけれども、社員の研修会を開くとか、店長会議を開くとかということで使われる場合があります。これは有料です。政治・宗教というのは、そこで第三者に政治もしくは宗教の勧誘ということではなくて、政治、いわゆる議員さんが政治活動の自分の活動報告をするとか、宗教団体さんご自分たちの会合を持つとかということであれば貸し出しをするわけでした、その場合も有料になります。

以上で、この21年3月期については98%が免除をしております、2%が有料であったということになります。地域センターについては以上でございす。

○事務局 続きまして、福祉会館につきましてご説明します。

資料は集会施設利用のご案内というものと、先程と同じく資料6のところでございます。

まず、福祉会館の主な事業内容、概要につきましてご説明させていただきます。

資料は、集会施設の利用案内ですから、不足しておりますことを、口頭でご説明とさせていただきます。

福祉会館は、市役所庁舎の南側に健康福祉事務センターがございす、そちらと道路を挟みまして、南側に建っております。健康センターの東南側に隣接した施設でございす。地下1階、地上5階建ての建物でございまして、昭和47年に建設されたものでございす。建設後、37年ほどたつてございすので、それぞれそれなりの老朽化ということもございまして、数年前に耐震補強工事を行いまして、今年はエレベーターの取りかえというようなことで、年々改修の工

事が多く入る施設になっているところでございます。

この福祉会館は、老人福祉センターという機能を中心として、福祉関連の総合的な複合的な施設という位置づけになってございます。この3月に策定いたしました小平市の高齢者保健福祉計画では、高齢者の生きがい活動と社会参加の促進という施策の中で位置づけておりまして、高齢者が健康づくりや趣味や教養、レクリエーションなどを行って、あるいは入浴設備等もある中で、より利用しやすい施設運営を今後も進めてまいりますということを、この提案の中でうたっているものでございます。

地下1階には娯楽室や浴室、あと高齢者の方が軽作業を行います高齢者作業室という機能がございまして。

1階には、舞台つきの和室ホールのほか、会館の管理をしております事務室がございまして。

2階には、健康器具でヘルストロンという磁気等を活用した健康器具が設置してある談話室だとか、あるいは嘱託の保健師を採用してございますけれども、そちらが開設しております健康相談室。またこれは介護保険ができたときに設置いたしました、民間事業者の運営しております高齢者デイサービスセンター、さらに、近年設置いたしました、市の社会福祉協議会が運営しております障害がい者地域自立生活支援センター施設もございまして。

3階には、集会室の他、ハローワーク立川の運営しております小平就職情報室が入っております。

4階には、貸し出しする小ホールや集会室のほかに、社会福祉協議会の拠点となります事務局施設と、ボランティアセンターの他、小平市の歯科医師会の事務局が入っております。

5階は、舞台つきの市民ホールになってございます。

開館日時は、祝日、年末・年始を除きます午前8時半から午後10時まで。老人福祉センターの機能としては、午前9時から午後4時までという内容になってございます。

近年の利用状況につきましては、平成18年度は年間延べ18万6,000名ほど。平成19年度は延べ18万5,000名ほど。平成20年度は延べ18万3,000名ほどの方々、おおむね18万人超えの利用をいただいているところでございます。1日当たり500名を超えるご利用となっているものでございます。

福祉会館の直接の運営に当たります市の職員の体制でございましてけれども、先ほど申し上げました健康相談室の保健師有資格者1名を含めて、嘱託職員6名と、市の管理職経験を持っております再任用職員の館長1名の配置、合計7名の職員体制でございまして。この職員体制で、私ども高齢者福祉課の担当係でございまして業務係と連携し、この施設の運営管理を行っているところでございます。

また、施設の建物総合管理委託契約によりまして、清掃業務や設備業務、警備業務などを委託してございます。

福祉会館の主な業務は大きく2つでございまして。1つには、今回、検討の対象となっております9つの集会室などの窓口受付事務を行っておりまして、基本的には地域福祉の増進に資する活

動内容が中心の各種の会議や研修、娯楽等で1日当たり貸し出し施設の部分では400名弱、年間では13万人ほどのご利用をいただいているところでございます。

2つ目は、先ほど来申し上げました老人福祉センターの機能として、おおむね60歳以上の方が楽しく気軽に利用できる娯楽室や浴室、和室ホールを開設し、高齢者作業室では、60歳以上の健康な方を対象に、袋づくりなどの軽作業を行っていただきながら、生きがいくつりと仲間づくりを進めていただいております。

また、健康相談室では、月曜から金曜の午前9時から午後4時まで、高齢者の皆さんのための健康相談を行っているところでございます。

資料5の福祉会館の集会施設利用のご案内をご覧くださいと存じます。

この資料は、各集会施設等の利用に関する内容を掲載しているものでございます。利用料金につきましては、目次の次の1ページに、利用料金の設定した表が掲載してございます。

ちなみに、市民ホール使用料の欄を見ていただきますと、一番上の市民ホール、一番大きな5階にある施設でございますが、定員372人でございますけれども、3つの時間帯、先ほどの地域センターと同じですが、午前、午後、夜間の3つの時間帯でそれぞれ料金設定をしてございまして、午前は5,000円、午後は7,000円、夜間は7,000円という形で、これは主に時間数から原価に合わせた設定になってございます。

括弧内は市外の方の利用の料金設定でございまして、1.5倍余りの設定となっております。

また、各集会室で付属の設備を利用する場合に、器具を使用する場合には、器具ごとの料金を設定いたします。それが下の段の表に掲載するものでございます。

2ページ以降につきましては、利用の手續や各集会施設の状況などを掲載しているものでございます。

利用の手續等につきましては、2ページ以降にございます。福祉会館の集会室の利用につきましては、基本的に公共施設として一定の施設規模を効果的にご利用いただくことを前提としておりますことから、5名以上で構成された団体として、所定の手續を経て登録をお願いし、個別、または定期的に申し込みをしてお使いいただくこととしております。

先ほどもご案内いたしました、老人福祉センターとしての機能など、多くの地域福祉活動を主体とした高齢者や障害者の皆さんの利用者が多いこともございまして、電子的なお申し込みなどの手法は現在のところ取り扱ってございませぬ。窓口での、あるいは電話予約というような形での対応で、より円滑な利用が図られる面がまだまだ強い施設であるととらえているところでございます。

なお、利用者からの意見の聴取を行う組織は、今の館では持ち合わせてございませぬ。今後、かなり老朽化し、多くの公的な利用が入ってきている状況の中で、この施設の運営のあり方を検討していく際には、そうしたことも検討すべきことと考えております。現在は窓口で登録団体の皆さんが申し込む際に、さまざまなご意見、ご要望をいただいているということがございます。

4ページを開いていただきますと、集会施設使用上の決まりということで、今申し上げたようなことがございます。なるべくお使いいただきやすいように運用はしているところでございます。

が、基本が老人福祉センター、あるいは高齢者、障がい者の方の総合的な施設ということでご理解をお願いできればと思います。

先ほどの地域センターと同様、営業等の活動は行えないところでございます。

原状回復などを使用の後にしていただくのですが、利用者の皆さんが高齢者、障がい者ということで、その辺についてはかなり厳しいご意見などをいただいておりますのが、今の状況でございます。

資料5については以上でございます。

それでは、資料の6を開いていただきたいと思います。

使用料の免除状況ということでございますけれども、使用料の免除につきましては、この施設が老人福祉センターの機能から出発しているところもありまして、老人福祉センターは老人福祉法の規定で、基本的には無料、あるいは低廉な料金でということで、利用の内容を定められておりますことから、他市の状況は、特に把握をしてございませんが、老人福祉センターとしての状況の中で集会施設等の利用がある場合には、近隣市では無料の市が多いと見られております。

私どものほうでは、使用料の免除は、条例の中で、市長は社会福祉の増進やその他公益上必要があると認めたときということで免除規定がございまして、規則のほうで規定の内容を基準として定めているところでございます。例えば、市から直接指導、育成、または援護を受けている社会福祉団体が福祉活動のために使用する場合、官公署が市民の福祉活動のために使用する場合、社会福祉事業を目的とする団体が福祉活動のために使用する場合という内容を掲げているところでございます。

資料6の、2、福祉会館の表をごらんください。

今申し上げました関係もございまして、福祉関係の団体、これは社会福祉協議会や民生委員、あるいは高齢クラブ、これは高齢クラブというのは老人クラブとかも入ると思いますが、そうしたもの。あるいは高齢者、障害者の支援関係の団体などの活動が主となっております、福祉関係の団体が免除団体の中では57%を占め、全体の割合では、そこでお示ししておりますように、46.7%と50%近くになっております。次いで、その上の社会教育関係が免除率、全体での割合で22.8%となっておりますが、こちらは青少年や児童等の健全育成、あるいは高齢者の障害者学習などの活動が主になっております。こちら免除団体の中では28%を占めています。

この両者を合わせますと、免除団体の中では85%、全体では70%を占めている状況でございます。

その他の団体につきましては、やはりこれも地域福祉の増進の意味をあわせ持つ活動として、小学校や中学校のPTA活動、あるいは市民祭り、産業祭り等の各種イベントなど、行政活動への協力活動、官公署の利用などの内容になってございます。

有料利用の団体につきまして、ちなみに申し上げますと、この時期の割合としましては、全体の18.3%となっております。主に同業者団体の会合や、先ほどの地域センター等でございますが、会社等の研修会、また政治的な団体での研修会といった内容でございます。

この月の市外の利用は、有料で3件ございました。先ほど申し上げましたが、近隣他市の同種の施設につきましては、それぞれの規模や成り立ちも大きく違いがございますので、把握はしてございませんけれども、老人福祉センターとして機能を持っております施設が都内には80カ所、小平市福祉会館と同様の機能ということでございますが、80カ所ほどございますけれども、基本的には使用料を取っていない状況が多いと考えております。

資料6については以上でございます。

私どものほうは、福祉関連の施設ということでございまして、また新設ではなく、既存の施設として、その利用につきましては、これまでの利用形態等をどうしても尊重しなければならないということがございますし、また、今後の高齢化の推移を考えますと、なるべく、今、社会でさまざまな負担増が高齢者の中に広がりつつある傾向がございますので、なるべく自由に使っただいて、別の意味での社会的な負担をふやさないための施策として、この施設を活用していくことが必要だろうと考えているところでございます。

福祉会館については以上でございます。

○委員長 次、お願いいたします。

○事務局 それでは、引き続きまして、公民館の概要についてご説明申し上げます。

お配りしている資料が「小平の公民館」という、これは利用者向けの資料になりますので、説明が必ずしもページどおりにいきませんことと、確認のために条文が出てきますので、非常にお聞き取りづらいということがあろうかと思いますが、ご容赦ください。

それでは、この公民館の19ページですね。ここに公民館の歩みとあります。ことしはちょうど小平市の公民館が創立されて60年を迎えます。実態といたしましては、その前にあったわけですが、昭和24年に社会教育法が制定されたことに伴い、公民館条例が制定され、それに基づいた公民館がちょうど60年前にできたということでございます。言うならば、公民館というのは社会教育法で定められた社会教育施設ということでございます。

歴史的に見れば、三多摩の公民館活動というのは非常に盛んであり、その活動や考えは全国に注目されておりました。小平の公民館はその中では先んじており、そして住民においても公民館に対する思いは深く、学習意欲が非常に高く、今日の活動にも脈々と受け継がれている感じがいたしております。

昭和49年、これは20ページになりますかね。49年には優良公民館として文部大臣の表彰を受けております。その後、分館が建設されていき、ますます小平の公民館活動というのは盛んになっていくわけでございます。

ここで、この資料の中にはないのですが、ちょっとここで公民館に関する法令というものが幾つかございます。まず、教育基本法の第12条、こちらは社会教育に関する規定でございます。その第2項には、地方公共団体の公民館の設置及び学習の機会及び情報の提供等が規定されております。社会教育法というものがございます。先ほど昭和24年に制定されたと申し上げましたが、この法は俗に公民館法と呼ばれています。これはあくまで俗になんですが、いわゆる他の社会教育施設の図書館ですとか博物館というのは、公民館から派生し、その後に独立法として制定

されたわけですが、公民館に関する法の規定は、主にこの社会教育法の中に規定されております。その他、同法の施行令ですとか、公民館の設置及び運営に関する基準というものが定められて、それに基づきまして小平市立公民館条例、同施行規則によって、公民館の設置、管理及び運営について、必要な事項が定められているところでございます。

公民館の組織は、この資料の一番初め、表紙ですね。中央公民館のほかに10の分館がございます。すべて小平市教育委員会に属し、23名の職員のほか、嘱託職員が34名、臨時職員が12名、こういった職員体制でございます。

そして、公民館のこれは特徴と言えらると思います。社会教育法の29条によります公民館運営審議会という組織が存在します。公民館は住民がみずからの教養を高め、自らの生活を豊かにするために存在し、だれもが自由に利用するものでなければならないということから、恣意的な運営にならないように、住民の意思を反映するために設置されたものでございます。

現在、小平市の同組織については、構成といしましては、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上に資する活動を行う者、学識経験者で、加えまして、小平市では公募市民で構成されており、各種事業の企画実施等について調査審議を行っていただいております。

もう一つございます。これは、中央公民館以外の分館にそれぞれの団体、サークルでつくる利用者懇談会、あるいは分館によっては友の会と称しておりますが、そういった組織があり、その代表者で構成いたします小平市公民館8館会、8というのは数字の8です。という組織があります。相互交流や連携を行っておりますが、中央公民館で毎年公民館祭りというのを開催いたしますので、公民館活動のその主体となって、活動の充実・発展にご尽力いただいているところでございます。

公民館の施設についてお話しします。先ほど歴史のことに触れましたが、小平の歴史や住民の方の活動条件にふさわしくて、小平市の公民館施設は恵まれた環境にあると言えます。この資料の13ページから18ページ、中央公民館を初めとした分館の概要が記載されております。13ページには中央公民館が記載されておりますが、こちらは小平市の社会教育の拠点であり、利用は地域に偏らず、市全体にわたって社会教育を推進する機能を持っております。利用者の方も市内全域にわたっております。

一方の分館は14ページからになります。10の分館については、市内全域に散在して、どちらかというとその地域に根差した面を持っております。地域性や施設の状況もあって、分館ごとの特色もあろうかと、出ているのではないかと思います。

この中で、仲町公民館、花小金井南公民館を除いて、分館の特徴といたしましては、そのほとんどが図書館等との複合施設になっております。平均した広さといしましては、10分館の平均ですと、621平米の広さになります。また、すべての公民館は防災上重要な市有建築物に位置づけられております。災害時には、防災活動拠点、あるいは避難所などに指定されます。しかしながら、施設としては老朽化が目立つ公民館が多いわけですが。中央公民館が昭和39年に建てられた建物です。それを筆頭に、新耐震基準導入というのが昭和56年に定められたわけですが、それ以前に建築された公民館が8館あります。

公民館の利用の実績でございます。平成19年度は、すべての公民館を合計いたしますと、約51万5,000人です。この数は公民館祭りなどのイベントを含んでおります。

利用時間帯は、おおむね午前が4割、午後が4割、夜間が2割といったような利用比率でございます。

次に、公民館の事業の概要になります。こちらは、法令でいきますと、社会教育法の第22条に規定されております。これは、定期講座、講演会、各種の団体機関の連絡、あるいはこの施設の公共的利用に供することなどが22条に規定されております。申し添えますと、同法の23条においては、公民館の運営方針が規定されておまして、公民館の営利事業や特定政党、特定宗教に対する援助、支援等を禁ずる規定がございます。

公民館の事業については、もう少し実際に沿った形でご説明いたしたいと思っております。

公民館の事業は、大別して2つございます。1つは、学習機会の提供というくくりでございます。これは主に定期講座や講演会、音楽等を開催する事業です。もう1つがサークル活動等、自主的な学習への支援というくくりでございます。資料の21ページから26ページまでにサークルと言われる団体の運営の定義が記載されております。こういったサークルへの支援ですが、内容といたしましては、公民館が主催をする講座終了後のサークル化への育成援助、そしてそれら自主サークル等に対して活動の場を提供するということ。また、公民館の中に保育室を開設や住民からの学習相談、アドバイス、情報提供等などの支援を行うことが主な項目になります。

この中で、自主サークル活動というところがありますが、これは文字どおり自主的な学習活動を行うサークルのことを称しておりますが、具体的に申しますと、公民館主催講座の受講者が、講座が終わった後に引き続き学習をしたいという意思を持ってサークルを結成し、仲間とともに学習活動を継続していくといった活動のことを言うわけでございます。公民館ではこの自主サークルに対して、学習の場や機会の提供やサークルとして自立するための相談等の支援を行っているということでございます。

さて、今、学習の場の提供とお話ししましたが、これは言いかえれば、公民館施設の利用ということになります。先ほども申しましたように、社会教育法22条の第6号に、施設の公共的利用に供する事業、これについての規定がございます。利用時間の区分ですね、これはこの資料の3ページから12ページまでが利用に関する案内でございます。

4ページ、5ページをご覧になったほうがわかりやすいかと思います。利用時間の区分は大きく3つに分かれています。午前、午後、夜間ということですね。利用できる団体の種別は、基本的には社会教育ですので、団体ということになりますが、定期利用団体と一般団体という区分がございます。利用にはあらかじめ事前に登録する必要があります。利用登録については、本人確認の上登録をさせていただいておりますが、その際に使用料の免除適用団体であるかどうか、利用目的や分野や内容、会費等の項目についてご記入いただいて、その審査を行っております。

実際の利用申請の流れです。これはページで言いますと8ページ、9ページ。公民館では、公共施設予約システムを導入しております。ですので、ご自宅からインターネットを経由して予約することが可能です。

9 ページが流れになります。まず利用登録をいたします。2 カ月前の10日から19日の間に抽選のお申し込みをいただきます。その後、20日、2カ月前の20日に自動抽選ということが、システム上で行われます。

次ですね、④の中に審査とあります。この公民館ではシステムを運営しているのですが、このシステム自体は自動で承認することが可能ですが、私どもではあえてここをストップさせて、職員目で審査を行っております。先ほど利用登録の中で使用料免除の適用というお話をさせていただきましたが、この審査においても、それぞれ適用団体であっても、一件々審査を行っていません。ですから、利用者にとっては不都合なのですが、この4日間を審査の日に充てております。その後は先着予約で施設の利用という流れになっています。

使用料の免除でございます。使用料の免除については、公民館の施設の利用の承認を受けた者は、あらかじめ定めた額を原則納入しなければならないとされておりまして、原則有料でございます。ただし、公民館条例の8条の第2項に、特別の理由があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができると規定されておりまして、それを受けた形で、同施行規則第7条第1項に免除できる場合を規定しております。1号は市・委員会及び官公署、2号は社会教育関係団体がその目的のために利用するとき、第3号はその他委員会が特別の理由があると認めるときとなっています。

この中で第2号の社会教育関係団体は資料の6ページの上段にも書かせていただいておりますが、その文言はここに書いてあるように、社会教育法の第10条にあります。公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいうということでございます。

では、ここに出ている社会教育とは何ぞやということになりますと、これは社会教育法の第2条に規定があります。2条は、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいうということでございます。

それでは、実際の援助状況になりますので、資料6をごらんください。平成20年度の3月分に関しましては、公民館の利用が3,047件ありました。先ほど言いましたように、同条第1号の市、いわゆる公共的な関係が190件、割合にしますと6.2%になります。第2号の社会教育関係団体の利用が2,804件で92%。以上の合計2,994件が免除の対象であったということでございます。適用しなかったものについては53件、1.7%でございます。

内訳です。7条の第1号の内訳については、公民館内部での使用が69.5%、これは市の他の部署、セクションが4.8%で、他の官公署が13.7%ということでございます。2号関係になりますと、サークル関係が92.3%で、父母会が3.2%、自治会が2.5%、市民活動が2%でございます。

免除なしに関しましては、会社の会合ですとか、あるいは市外の団体というところでございます。

最後になりますと、他市の使用料の状況です。これは平成21年1月、ことしの1月に調査し

たものでございます。これはそれぞれ条例を持っていますので、条例のつくりの観点から、分類が5つほどできます。1つは、条例で無料と定めている市、これが3市あります。2つ目は、条例で無料と定め、社会教育法の目的外使用を有料としている市が7市あります。もう一つには、条例で有料と定め、社会教育法の目的内使用を無料としているところです。小平市はこれに該当します。もう一つが、条例で有料と定めている市、これが8市あります。最後に、条例に全く定めがない市というものが1市あります。これは実質定めがないので、料金は取っていないということだろうと思います。

これをちょっとまとめますと、先ほど条例で有料と定めている市8市と言いましたが、それ以外はおおむね免除していると考えられます。この8市なのですが、有料と定めている8市の中で減免の免除規定があるのは7市、免除規定がないのが1市でございます。

私のほうからは以上でございます。

○事務局 それでは、続きまして、体育館を含みます体育施設についてご説明させていただきます。体育施設につきましては、ただいま公民館の説明の中にもありました、大もとは社会教育法の第12条第2項を根拠としております。昭和36年に制定されましたスポーツ振興法、こちらの第12条、施設の整備ということで、国及び地方公共団体は、スポーツ施設、スポーツの設備を含む、その整備に努めなければならないと、これをもって各施設の設置根拠ということになります。

それでは、私どもの施設について、順次ご説明させていただきます。

まず、お手元資料の後ろのほうになります、公民館の次の資料でございます、体育館利用案内、こちらのほうに沿ってご説明をいたします。

まず、施設の概要でございます。この市民総合体育館につきましては、昭和60年4月開設。

施設内容につきましては、メイン施設であります第一体育室、サブ施設の第二体育室、そして主に武道で使用いたします第三、第四体育室、体操、軽体操などの第五体育室、幼児のプレールームであります幼児体育室、個人利用専用のトレーニング室、そして弓道場、25メートル6コースの温水プールのほか、会議室3室がございます。

利用単位につきましては、プールが1時間、トレーニング室が1時間15分、他の施設が2時間30分です。

利用の状況でございます。平成20年度は年間で約30万8,000人。一月平均約2万5,600人。1日平均にいたしますと、約890人という利用実績でございます。

なお、大人と子どもの割合につきましては、大人8対子ども2の割合でございます。

後ほどの減免の関係にもございます21年3月の利用人数につきましては、約2万6,500人です。この20年度数値を19年度、前年度と比較いたしますと、年間で約1万人の増。一月平均でも1,000人程度ですね、1日平均35人ということで、3月分比較におきましても約2万5,000人ということで、やはり1,000人増ということになってまいります。

全体では3.7%の利用増でございます。

この要因といたしましては、人数の比較をいたしますと、体育室の個人利用、貸し切り利用や

トレーニング室の利用を除いておおむね増加をしたところでございます。

続きまして、利用料金でございます。利用料金は、個人利用につきまして、体育室は1単位2時間30分で400円。温水プールは1時間250円。トレーニング室は1時間15分で200円。これは2時間30分に直しますと400円ということで、体育室と同様でございます。

最近、回数券の利用も多くなってございます。ちなみに、20年度は19年度よりも100万円程度の増加が見られました。

団体利用では、第一体育室が1単位1万5,000円、第二体育室は5,000円、第三及び第四体育室2,500円、第五体育室1,000円、弓道場2,000円、幼児体育室1,000円、温水プール1万5,000円でございます。また、会議室につきましては、第一、第三会議室は500円、第二会議室は1,000円でございます。

なお、年間の利用料収入につきましては、利用料収入につきましては、平成20年度で約5,300万円、前年よりも先ほどの100万円程度増加しております。

その利用料収入につきましては、団体利用の場合の収入時期、利用時期の少し前になりますので、この後ご説明させていただきますテニスコート等も同様ですが、利用時期と収納時期にずれが生じますので、利用料金のご説明では、収納の時期で整理させていただいております。

次に、ご利用案内、2番目のプールでございます。小平市のプールにつきましては、昭和43年に萩山公園内に50メートルの屋外プールとして設置されました。その後、昭和60年に東部公園プール、流れるプールと25メートルプールの競泳プールを開設しております。市民総合体育館の温水プールにつきましては、先ほど体育館の方でも説明させていただいたところです。この2カ所の屋外プールにつきましては、7月上旬から8月末まで営業しております。また、駅から至近距離にあるということで、多くの方々にぎわっているところでございます。

利用の状況ですが、平成20年度は約2カ月の範囲で、合わせまして約6万6,700人。ちなみに内訳といたしまして、東部公園プールは約5万1,000人、萩山公園プールは約1万5,700人という状況でございます。1日平均にいたしますと、東部公園で約1,000人、萩山公園プールで約300人というような形でございます。若干、19年度よりも利用人数につきましては、1日平均で約60名程度減少したところがございますが、やはりこれは屋外の施設ということもありまして、天候に左右される部分もあるのかと思われまます。

利用料金につきましては、萩山公園プールが2時間250円、東部公園プールは350円でございます。いずれも個人利用のみでございます。

年間の利用料収入につきまして、20年度で、この両プール合わせまして約1,226万円という状況でございます。

続きまして、3つ目の施設でございます。テニスコート、こちらは市内に3カ所ございます。昭和44年に上水テニスコートを開設いたしまして、現在は中央公園テニスコート、天神テニスコート、3カ所に12面のコートがございます。平成20年度後半に、上水テニスコートの改修を行いまして、ハードコート6面の劣化が激しかったものですので、1面をハードコートとし、4面を人工芝コートにいたしました。1面減少はしたところですが、利用者への休憩施設等もつ

くらせていただいたところです。

それ以外のコートはいずれも人工芝ということでございます。1面減りまして、全体12面とはなりましたが、人工芝コートになったことによりまして、利用可能範囲がふえたところでございます。

お手元の利用案内にありますとおり、利用単位は原則各2時間ですが、冬季は日がかげるのが早いということで、夕刻に1時間の設定をしているという施設もございます。

利用可能時間は、施設によりまして、夜間照明の可能など、幾つかのパターンで運営をさせていただいております。

利用の状況ですが、テニスコートにつきましては非常に利用が多く、利用率も非常に高いところでございます。20年度で年間の申請状況を時間で説明させていただきますが、約3万1,630時間、これは1面当たりに直しますと、年間約2,500時間の申請をいただいて、実際には天候等のために利用できない時間もございますが、月平均、1面に対して約220時間、1日平均いたしまして、1面で約7時間という利用実績を持っております。平成19年度、13面ございました当時も1日1面平均約7時間という利用率の高いものがございました。

利用料金につきましては、1単位2時間で1,500円となります。

利用料金収入につきましては、20年度約2,000万円弱となります。

これは、上水テニスコートの改修工事、約半年かかったところですが、19年度よりも約550万円からの減ではございます。また21年度は利用がふえているところでございます。

それでは、グラウンドでございます。市内には昭和43年の萩山公園グラウンドの開設から、現在5カ所グラウンドがございます。いずれも軟式野球、サッカー等の複数の競技の利用可能な施設でございまして、いわゆるサッカー専用、野球専用という施設ではございません。また、中央公園グラウンドにつきましては、陸上競技の400メートルトラックも併設しておりますので、大きく3つの競技がこちらを共用する形になります。

利用案内にございますとおり、利用単位は原則2時間ですが、テニスコート同様、冬季は夕刻のみ1時間の設定や、季節によりまして、夜間照明、また早朝からの利用など、幾つかのパターンで運営をさせていただいております。

利用の状況ですが、若干利用率がいいところもございますが、月平均、1カ所当たり約120時間、1日平均、1カ所当たり約4時間程度というところでございます。19年度と比較しましても、同様の利用時間というところでございます。

利用料金につきましては、1単位2時間で1,500円、もしくは1,700円となります。20年度のグラウンド利用収入につきましては、約660万円弱ということでございます。

それでは、資料6の利用団体別の減免に関して、裏面になりますが、ご説明をさせていただきます。

体育館・体育施設の減免規定につきましては、体育館及び体育施設条例に基づくものですが、これの大もととなります根拠法令ということになりますと、これは先ほどもご説明いたしましたスポーツ振興法の第7条のスポーツ行事の実施及び奨励ということでございます。

第1項につきまして、地方公共団体は広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他のものがこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない、となっております。

それでは、こちらの施設のほうを見ていただきますと、市の規則におきましては、いわゆる体育団体、競技団体が今現在、32団体でございますが、それとそれを取りまとめます体育協会、これがメインになります。各種の教室、講習会、それから大会などについて年間を通じて予定を立てて実施しておるところでございます。

こちらの中にあります(3)の連盟というところに、これだけの競技団体がございますが、これは、先ほど市民総合体育館と同様の施設ということでご紹介しなかったのですが、武道館という、いわゆる武道を主とする施設が、市内にございます。そのような施設の利用についても載せております。ですから、グラウンド、プール、体育館、テニスコート、屋外プールは、この3月の状態では閉鎖中でございますので、プール自体は屋外プール、先ほど説明の2つはこの中にございませぬが、このような状況になっております。

今回、この中でお示ししていないのですが、この3月のいわゆる可能な利用単位数、これが約4,000単位弱あります。計算上でいきますと、3,969単位。これは例えば雨天でということではなくて、1日に何単位あって、何日あって、何部屋あってという掛け算をしていったときに、これだけの状況になっているかと思えます。

それでいきますと、全体の総合計で見まして426件という、これで10.7%ということになります。その大多数が連盟、体育協会ということになりますので、減額のみ減額率で4.2%ということでございます。

以上が体育館を含みます体育施設の状況でございます。

○委員長 スポーツ振興法以外に、12条の2項とかいった根拠法令は何の法律ですか。

○事務局 教育基本法です。

○委員長 教育基本法の12条2項ですか。

○事務局 はい。第12条第2項です。いわゆる社会教育施設の範疇に入りまして、教育基本法の12条第2項が体育施設設置の根拠でございます。

○委員長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。各施設の状況についてのご質問をお受けいたします。かなり長かったので、ゆっくり考えていただいて結構ですから。どうぞ。

○委員 地域センターについてなんですけれども、よく利用させていただいておりますが、この利用案内を見せていただきまして、これはこの前の3月に改定されたものなのでしょうか。前に私が自宅で見ているのとまた少し違う部分があるので、どういうところを改定して、その改定の背景があれば教えていただきたいと思うのが1つと、その利用案内の5ページのところに、上のほうから5・6行目で、2会費は低廉で、私塾や営利団体と誤解されない額であることという規定・文言がありますけれども、誤解されるような団体というか、そういう現実はあるのでしょうか。その2点です。

○委員長 お願いいたします。

○事務局 まず、その前に、利用状況というところで細かいこととお話ししなかったものですから、利用率等を先にお話ししますと、19年度の使用率、利用率は全館平均で48%です。これは午前も、午後も、夜間も含めてのざっくりとした数字になりますけれども、それに対して使用料の収入は全館で107万9,300円でございます。1館平均が5万9,961円でございます。

ご質問のありましたことにつきましては、改定といたしますか、わかりやすい、見やすい利用案内をつくれないうことで作成いたしました。今年配布したのは3月1日からでございます。

変更内容の大きなものについてご説明いたします。地域センターは根拠法という大きな法律に基づき造っているものではございません。市によってはコミュニティセンター、何々集会室など施設の規模も全く他市と比較にならないものです。このため、他市の状況ということでの比較説明はさせていただきますでした。地域センターは、原則有料施設ですけれども、免除できる規定もはっきり分けておりません。市が使うもの、官公署が使うもの、それ以外は市長が特に認めたものしかないものですから、運用の中で今のような形態になっております。

ただ一つ、利用団体が、社会教育関係団体であるとか、社会福祉関係団体であるとか、そういう言い方をすると、何をもってそういう団体であるのかという判断材料になるものが、利用者からいただいておりますので、今回大きくは5ページの団体登録の手続というところで、提出書類の2、3、4を毎年度いただくことにしました。今までは、最初の昭和58年に使った時点で出されたという記録しかございませんでしたので、団体も変わり、名前も更新されているでしょうから、1年に1回はこういった書類もつけてお出しいただきますということで、この利用案内は大きく変わっています。

それともう一つ、低廉でということころは、公民館では倣ってはいるのですけれども、なかなか難しい判断は難しいです。会費が2,000円、団体によっては材料費が2,000円かかるころもあれば、材料はかからないのですけれども、呼んでくる先生に支払いするのが2,000円かかるころもあります。

ですけれども、利用できる団体は5人以上であることが4ページの団体登録の条件の2に書いてありますが、5人で2,000円ですと1万円となり、1万円で賄っているということもあれば、20人いれば、当然それだけの大きな数字になるということです。

なかなかこの根拠は難しいですが、公民館では、いろいろな運営上の組織がございまして、そちらの方でかつて、この2,000円ぐらいが妥当であろうというご意見を頂戴しておりますので、それを参考に私どもも一定の額、聞かれると、やはりある程度の根拠を示したいので、公民館と同じ2,000円としています。

以上です。

○委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。他にございますか。どうぞ。

○委員 日頃、公民館を我々仲間が随分利用させていただきまして、素晴らしい企画もあって、

本当に感謝しております。厚くお礼申し上げます。

2つ質問があるのですが、第1点は、平成21年度の一般会計予算を見ましたら、公民館の11館全体で、公民館の職員の人件費ですか、これが確か2億2,300万というのが計上されていたのですが、公民館はかなり、もう30年以上たっている古い設備もありますし、施設もありますので、今年度どの程度の予算枠で公民館全体を運営されているのか、もし全体の予算の数字がわかれば、公民館に対する市民の税金がどの程度投入されているのか、これがもしわかれば教えてください。これが第1点です。

それから第2点なのですが、今回、この委員会に出席するために、当然公民館の基礎になっている社会教育基本法を私なりに勉強してきたのですが、あの条文をいろいろ見ますと、いわゆるさつき館長さんがおっしゃったように、地域社会で非常に公民館というのは重要な位置を占めていると。そうすると、あの条文を見ますと、公民館は公民館主事だとか、あるいは社会教育主事、そういった主事なり、あるいは重要な人材を置かなければいかんと。置くべきだというような条文がありますね。小平の場合、11館の中でそういった資格を持っている方は現にいらっしゃるかどうか。この2点をお尋ねします。

○委員長 お願いします。

○事務局 平成21年度予算でよろしいですか。

○委員 はい、結構です。

○事務局 そうしますと、総額にして、公民館費が4億2,625万9,000円です。

○委員 恐れ入ります。この内訳の人件費とか、いわゆる設備費とかはどうですか。かなり人件費が多いと思うのですが。

○事務局 公民館職員の人件費ですね。おっしゃるとおり、2億2,376万円です。

○委員 その次の大きい経費というのは何になるのでしょうか。

○事務局 主に施設管理になります。これは公民館共通管理事業として、1つの事業として成り立っているのですが、これが1億7,650万9,000円です。

○委員 それでは、この2つがかなり大きな部分を占めているわけですね。

○事務局 そういうことになります。

○委員 わかりました。

○事務局 2点目です。社会教育主事です。実を言いますと、私は社会教育主事でございます。ですが、何人かは配置されております。

○委員 それでは、各分館のほうにも。

○事務局 ええ。満遍なくということではないのですが。私ごとで恐縮なのですが、私は学生時代に取得したものですから、そのまま市役所に入ったものですから持っていたのですが、持っていない職員も当然多くあります。それで、国のほうで社会教育主事の任用、資格取得に関する教育、研修を行っております。それに毎年行く訳にはいかないのですが、何年かに一度、行かせていただいております。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。他に。

○委員 すみません、ちょっと先ほど聞き逃してしまった点がまたあって申しわけないのですが、今の公民館の減免に関する定めるところで、小平市のように条例で有料と定めて、目的内利用を無料とするというのは、小平市を含め、何市とおっしゃったのでしょうか。

○事務局 それでは、もう一度整理してお話しします。これは26市の内訳です。最初に言うておきます。条例に全く定めがない市が1市あります。次に、条例で無料、全く無料としているところが3市。条例で無料と定めて、社会教育法の目的外使用を有料としている市が7。うち、小平と同じです、条例で有料と定め、社会教育法の目的であれば使用料は無料とする、これが7です。その他、引き算しますと8市ありますが、これは条例で有料と定めている市でございます。

○委員 ありがとうございます。

あと、すみません、続けて教えてください。第1回的时候に減免について、これは第1回的时候の資料3-1の7ページにあるのですけれども、その3行目のところで、現在、各施設の使用料は、使用料のうち一定の料金の減額については行っていませんが、使用料の全額の免除を行っていますというふうに書かれてあって、きょう何かお話を聞いたら、体育施設は減額と免除というのが出てきたのですけれども、これはこのとおり、何かよくわからないのですが。

○事務局 これにつきましてはご指摘のとおり、体育施設を除いた施設でございます。公民館、地域センター、福社会館についての記載ということでご理解いただければと思います。

○委員 わかりました。

すみません、ちょっとまた聞き逃しがもう一個あって申しわけありません。福社会館のところ、原状回復に問題があるというところの前段で、団体登録に関して免除申請を検討する組織がないというようなことだったのでしょか。何か施設が古いので、新しく建てかえたときは見直していきたいというようなことをおっしゃっていて、そこが何のことをおっしゃっているのかわからなかったのですけれども。

○委員長 お願いします。

○事務局 少しわかりづらくて申しわけございません。

今、利用者から直接お声を聞く検討組織というものが、正式なものはないということです。公民館のように、きちんとした形がないということで、こういう利用者の多い施設について、やはり利用者側と関係を持たなければならないということですが、長い歴史がある中で、既に利用団体がかなりございますので、今後、こうした既存の施設をどう利用していくかということは、どうしても検討しなければならない課題になってございますので、そうした中で、もう少しそのあたりを検討課題としていきたいという思いで申し上げたところでございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 その他に。どうぞ。

○委員 資料6の3、公民館のところなのですけれども、第7条の2項の中で、サークルという

表現と、市民活動という表現とあるのですけれども、これはどのような規定でサークルと市民活動を分けているのか教えてください。

○委員長 表現というか、表示を分けている理由ですね。

○事務局 すみません。先ほどの公民館の件費の数字についてですけれども、先程、公民館長がお答えしたのは、私ども職員だけで、実際には嘱託の職員の方も入っています。それを含めた数字で申し上げますと、2億9,900万円ということになります。

○委員 件費がですね。これが館長さん足す職員ですね。

○委員長 そうしたら、正規職員が幾らで、嘱託が幾らで、あとアルバイトさんも経費でしょうから、それが幾らかわかれれば。

○事務局 アルバイトは人件費には一応入っていないのですが、正規の職員が2億2,376万円、嘱託職員が6,802万円、あと嘱託職員の社会保険料になるのですが、これが762万円ほどございます。それを足すと2億9,940万1,000円といった数字になります。

○委員 2億9,000万円ですね。ありがとうございました。

○事務局 ここの内訳のサークルというのは、いわゆる登録団体ということで計上しております。登録団体の中には、実は2つあります。1つには、定期的に利用する団体というのが定期利用団体ということで存在しております。それと一般団体ということになります。定期利用団体に関しては、中央館以外の分館で定期的に学習をするということで、教育委員会が認めたという、そういうサークルがございまして。これには定期的に学習する場の提供というのが優先的に取れるなどの特典がついております。それ以外が一般的な登録団体。それ以外が市民活動団体ということになります。

○委員 わかりづらいのですけれども、何か分けたということですね。何か利用の形態で分けたのか。

○委員長 今の定期登録団体とか一般団体はわかったのですが、その後におっしゃった、教育委員会で認めた団体とかとおっしゃっていましたが、そこが少しわかりにくかったのですけれども。

○事務局 すみません。教育委員会で認めた団体というのは、定期利用団体でございます。

○委員長 市民活動ということになるのですか。

○委員 一般団体もありますね。

○事務局 一般的には団体ですね。この92%の中に入っています。

○委員 この質問をされたのは、「サークル」と「市民活動」で活動の中身が違うのかどうかをご確認されたいのではないかと思います。例えば市民活動だったら、NPOの方だとか、そういういわゆる公共性の高い仕事をするための打ち合わせとかで使われるのかなというイメージなのですが、サークルと言われますと興味がある人同士が集まって趣味をやっている、そんなイメージを一般には持つのですけれども、そういう認識でよろしいかどうかをご確認されたいのではないかと思います。

○事務局 はい。内訳が手元にないものですからお答えできませんが、サークルのほうはあくまで今言ったような団体ということだと思います。

○委員 先程、委員がおっしゃったように、一般的にはそういう概念だと思うのですが、そうではないかなと思って質問をさせていただいたのですけれども、例えば市民活動というのは、NPO法人を取得しているような団体が公民館を利用した場合とか、そういうのがあったら教えていただきたいなと思って。これだとやっぱり、今、委員さんがおっしゃったような概念を普通は持つけれども、実際はそうじゃないのではないかなということがあって、質問してみたのですけれども。でも、特に今ここで明言できなければいいのですが。

○委員長 次回もまたありますから。

○委員 そうですか。お願いいたします。

○委員長 その辺、明確にわかるように、何かあればお願いをしておきたいと思います。

○委員 よろしいでしょうか。前回の議論の中で、今回、このように補助金の一覧表を出していただいたのは、あるいはこの公共施設等市民会議の中での議論でもあるのですけれども、補助金を取っていて、しかも免除を受けている団体が多いのではないかなというようにお話が出てきていて、今回拝見しますと、この体育館・体育施設については、この減額免除というのはほぼそのままイコールという、この補助金を受けている団体とイコールということでのよろしいということですね。その他の地域センター、福祉会館、公民館については、そこはどんなような内訳になっているのでしょうか。

○委員長 それぞれについてお願いできればと思います。

○事務局 地域センターは、補助している団体ほど免除にしているというのが実態ととっていただいていると思います。

ただ、この一覧は、いわゆる上部団体に市が補助している、そういう表でございまして、例えば文化協会27団体ありますということで、81万円を文化協会に出して、81万円を27団体に分けているのですね。その分け方については細かい数字があるようではございますけれども、いわゆるこういう普通の練習会場に充てなさいよという補助じゃありません。文化協会はそれぞれの団体が成果発表ということで、秋に行っていますけれども、市民文化祭というのが各団体ともやっております。その団体、いわゆる27団体ですね。その中に幾つもの、例えば合唱サークル、合唱連盟であるとサークルがたくさんあるのですけれども、そういう団体さんに行き渡っているかということ、そうではなくて、その27団体の1つの団体に、例えば単純計算でいくと3万円ですけれども、3万円前後のお金をあげて、文化祭にかかる費用にてくださいという、事業に対する補助的な意味合いのところと、もっと大きな組織に、組織運営のために補助金を出しているところもあると思います。

地域センターにおいては、社会福祉協議会という大きな組織が使うときには、官公署と同様に免除していますけれども、その中の組織、例えば子ども会は社会福祉協議会が補助している団体となります、子ども会は自治会とか教育的な面のほうかなと思われていますが。

社会福祉協議会への補助金など、その補助団体がまたさらに補助している組織はたくさんあります。そういう組織が公益性というか、社会福祉を目的とした団体であるとかを配慮して補助しているであろうという前提で免除にしています。

ですから、例えば使用料として出しているのであれば、さらに免除するということがあると、少しダブってしまうのかなと理解されがちですが、そういった補助の形態はないと思っております。地域センターや公民館を使うサークルは、発表会場に公民館を使うこともあるでしょうけれども、補助金がその会場費に充てられているものではないというのがあります。

○事務局 福社会館としては、補助団体そのものは、それぞれの事業目的があって補助を実施しております。こちらの使用料の免除につきましては、その活動が先ほど申し上げたレベルの中で、やはり福社会館の場合、特に福祉活動ということがございまして、それに合致しているということでの免除でありますので、基本的には一致してしまいますけれども、事業内容、補助の事業内容とは一部違っている部分もございまして、子ども会とか、社会福祉協議会などは、私ども大きく補助をして、いろんな委託事業もしていただいて、市ができないことを地域でやっていただく団体でございまして、そこがまたいろいろな活動団体で支援もしているということもございまして、その辺はそれぞれ切り分けて考える必要があるかと思いますが、補助団体だから免除団体ということでは、直接にはつながらずに、免除の場合は福祉活動の内容を確認したということでございます。

○事務局 公民館においては、実態は把握しているわけではございませんが、補助を受けている会は、団体の成り立ちや、あるいは活動状況から見ますと、恐らく第1号、第2号の免除規定の中に含まれると思っております。

○委員 委員が指摘されたのは、前回の私の質問に対して事務局のほうからリストを出していただいたという経緯がありましたので、一言発言させていただきます。

私が前回申し上げたのは、小平市の文化協会27団体、今年度も81万円。この件を私は申し上げたのですが、実際にこの文化協会の27団体の内容が、結局華道、書道、洋舞、それから歌謡連盟、カラオケですね、それからフラダンス、それから音楽関係では琴、着物を楽しむ会、人形の会、囲碁、将棋、こういったものが27団体入っているわけですね。実は私も、正直に申し上げますと、ある連盟の仕事で11のサークルをまとめて補助をいただいて、年間、もう数年間で毎年3万円、補助をいただいています。補助をいただいて、一方では文化協会に対して活動、文化協会の経費として5,000円バックをして、ですから2万4・5千円ですね、差額をいただいて、その連盟の仕事をしていると。今度は私が所轄している11サークルは、各地域センターとか公民館の実際の活動をして、無償で使っていると。しかし私はこの審議会に出るについては非常にじくじたるものがありまして、本当にただで使っているのか。一方では補助金をいただいていると。一方では、これらもお支払いをすべき流れになりつつあるのではないかとということで、先般、第1回目のときに申し上げています。

それから、さっき、地域センターの方に申し上げたのですが、福祉は、福祉とか産業、行政協力関係は160万で、この文化協会とは別に補助金を出していますし、それから商業関係とか、介護関係とか、これはもっと大きな金額が出ておりますので、私が第1回目で申し上げたのは、あくまでもこの明細の中にあります文化協会の、主として娯楽の、昔の言葉で言えば歌舞音曲含めた趣味の世界のものに対して、果たして本当にこれまでどおり補助金を出しているのかどうか

という問題を第1回のときに提起したら、委員長さんが、その問題はこの会議でのテーマとは別個で、事務局のほうも現在、補助金の審査をされていますね。私の友人もそこの中に入っていますので、経過は知っておりますけれども、なかなか進んでいないようですが、そういったことで一言発言をさせていただきましたので、誤解のないようお願いいたします。

○委員長 それはそれとしてお受けをして、今のはご自分の整理という形でよろしいですね。

○委員 ええ。

○委員長 他にございますか。

○委員 よろしいですか。地域センターの資料6のほうですが、地域センターで、やはり趣味団体等、真ん中にございますね。これの免除率が65.8%。一番の利用率が高いわけですがけれども、これと福祉会館ですね。先ほどから話が出ておりますサークル、こちらのほうはもっと高い免除率で、この辺の内容、仕分けと申しますかね、何かこのダブっているところが非常に多いと思うのですがね、その辺はいかがなのでしょう。同じサークル、表現は違いますがね、中身は一緒というような、そういう利用のされ方が現実に行われているわけですね。それがなぜまた免除なのか。ある意味では、この辺などももっとシビアにやってもいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員 私個人なりの考えをちょっと言わせていただくと、小平の市の組織からいきますと、この地域センターの組織の方は市民生活部ですよ。こちらに所属するわけですね。それでまた、教育部の方は公民館のほうを管理していらっしゃる。この辺なんかで少しずれがあるのではないかなとか、そういうような気もするのですけれども、どうなのでしょう。ある意味では、大胆なことを申し上げて、無責任なことを言いますが、これなんか一緒に運営されたほうがいいのではないかなという気もするわけですが。現実には、他の市でも1つでやっていらっしゃる場所もありますよね。たしか存在するはずだと思っていましたけれども。

○事務局 運営をとということなのでしょう。

○委員 ええ。運営も、これ細かく言うと2つになります。運営の方、これは大きな問題、組織の問題になりますので、そう簡単にいくわけではないと思いますけれども。

○事務局 地域センターは場の提供で、公民館は公民館の活動なのです。

○委員 そうですね。

○事務局 ですから、空間の貸し出しということではないと思っています。

○委員 それはわかっております。

○事務局 そこら辺の、先ほどの歩みという中で非常に重いということで、運営を一緒にするというのは、小平市はしていないところです。

ただ、多分に、公民館という施設として利用している部分は現にあるわけですから、福祉会館という先行施設が手狭になった昭和50年代というのが、地域センターのきっかけと先ほどお話ししたのですけれども、地域センターはその補完的な意味でつくったことは現実にあるわけです。ですから、利用者がダブっている部分はあるかとは思いますが。現実にあることも承知しています。

それを規制しているわけではありません。それぞれのルールの中でご利用いただく分には、これは言えないのかなと思っています。ただ、そこで免除にしている根拠は、条例なり施行規則というところで市が決めたわけです。公民館、福祉会館に地域センターが倣うものではないですけども、利用実態が同じサークルが、公民館を使ったときに免除で、こっちを使ったときに有料というところの説明が、市として当時は非常につけにくかったと想像されます。

そういう中で免除が増えてしまった部分もあるのかもしれないのですけれども、ただ、やはり言えるのは、うちも社会教育的な活動をしている部分であるとか、福祉活動的なことをしている団体であるとかというくくりには、趣味の団体であるとか、福祉活動団体というところは、中身的には非常にダブっていると理解しています。ですからいろいろご意見いただいてというところが、まさにこういう場なのかなと思っています。

○委員 だから利用者にしてみれば、地域センターに申し込むも、あるいは公民館に申し込むも、どちらででも受けられるということになっているのですか。

○事務局 いえ、それぞれ施設ごとです。

○委員 そうですか。

○事務局 申し込み、手続はですね。

○委員 同じAさんが両方に申し込んでいるという意味ではないのですが、活動している内容が地域センターでもやっているような、あるいはまた公民館でも同じようなことをやっているというような、そういう活動の、だからその辺の線引きがないような気がするのですよね。

○事務局 線引きといいますと。

○委員 先程の趣味のね。

○委員長 おっしゃっているのは、多分、同じ内容をやっている方がいろんな施設を利用しているのかどうかという、そういう疑問なのですね。

○委員 ええ、それもありますね。

○委員長 それは目的がそれぞれ違って、使い方が違うわけだから構わないという話もあるわけですね。

○委員 一応、公民館と地域センターの使い方、趣旨は理解しているつもりなのですが、実際に利用していらっしゃる方がそのとおりに利用されていないと。

○委員長 それぞれの施設の目的に沿った形でということですか。

○委員 はい、沿っていないというようなことを感じます。

○委員長 そういうことってあるのですか。施設の目的に沿っていない利用の仕方があるのではないかという。

○事務局 それはないと言いたいところです。とにかく施設ごとにルールがあるわけですから、特に公民館は社会教育施設ですので、かなり制約が利用者にとってはあろうかと思えます。でも、その中でルールに従ってご利用いただいているということでございます。

○委員長 仮に同じように見えたとしても、それぞれ違う使い方をされているという理解をしないといけないのかもしれないですね。

○委員 違いますね。現実のことは知ってはいるのですけれども、それは別としてね。

○事務局 多分、今のルールの中では、委員がご指摘されるような活動を規制する仕組みになっていないのだと思います。それぞれの施設で決められたルールで申請していれば、審査は通過してしまうのでしょうか。

○委員 ええ、一応審査はもちろん通っているわけですから、受けられるわけですね。

○事務局 そうです。

○委員 Aさんは公民館、あるいはBさんは地域センターの方で申し込む、両方でも受けられると。

○委員 そうですね。多分申請の仕方一つで、きちんと施設の目的に合致するように申請しさえすれば、行政としては多分許可はしますが、申請の仕方が違うだけで、同じような活動をして利用するということが結果的に起きても、今の仕組みでは止められないということなのかなと理解しています。

○委員 そこで私はやっぱり組織みたいなものは、突き詰めていくと感じるわけですよ。何でだろうなというふうに。これあたりもやっぱり免除してよろしいのかどうなのかというのは、逆に言ったら疑問を感じるわけですからね。

○委員長 先ほどのご提案だと、組織と一緒にできないのという立場ですね。

○委員 そうですね。規制すべきという考えに立てば。

○委員長 今のルールでは無理なのですね。今のルールでは無理なのだけれども、そういうことが阻止というのかな、そういうことができないような、誤解を招かないようなやり方があれば、それはそれでいいのでしょうかけれども、今の体制ではちょっと難しいですね、それはね。それぞれ目的があって、それぞれの目的に従った受け付け方をしていけば、当然それはオーケーということですね。

○委員 書類上は何ら問題ないわけでしょうから。でもその辺はやっぱり今後考えていただく必要があるのではないかと思いますけれども。

○委員長 どうですか、その辺については。何かご意見があれば。ご感想でも。話がそこで止まってしまうと、そういう話を受けるのか、受けないのかというのが見えなくなってしまうので、ご発言をなさった方が良く思うのですね。

○事務局 委員さんがおっしゃったような部分になってしまうかと思うのですけれども、ただ、やはり公の施設を規制した内容で持っていくのか、より一層利用しやすいものにしていくのかというところが、ちょっとすみ分けが非常に難しいところだろうとは思っています。

地域センターについて言いますと、現実には先ほど言いました48%ということは、単純に言うと半分しか埋まっていないというわけですね。利用がされていないという面がございます。条例上は市外の方を排除するようになっていますから、貸し出しをしていないわけですね。市の財政面からいけば、もっと有効活用があるのだらうということは、当然我々現場の人間として知恵は出します。ただ、なかなか市がお金を出してつくった施設を市民が使いたいときに空いていなくてどうするのだという意見も一部あります。公の施設の使命として、まず一番大きくあると思

ますので、合理的に、例えばコンピューター化して、すべての施設を一本化して一元管理していけば、今のお話のことは持つていけると思うのですけれども、そこにどうしてもあふれていく、はまらない方々がいらっしゃいます。我々のお客様の多くが高齢の方、障がい者の方もいますから、そういう利用の仕方がいいのかというのは難しいのですけれども。ちょっと答えにはなりませんけれども、現状の中で適正に貸し出しをするという事務は怠らないようにしていきたいとは思いますが、ですから、幾つかの利用者が取っているという実態は、その内容によって判断をしていかなければいけないのかなと思っております。平たく言うと、営業として渡り歩いているのかということは、目を光らせているので、そういうことのないようにだけはしておりますけれども、サークルがどうしても大きくなっていくと、複数の施設を使わざるを得ないという状態は現実にあります。

我々としてはどういう方法がいいのかということの研究する必要があります。地域センターに関して言えば、現在もう18館ありますので、その問題は現実にあります。

○委員長 時間経過していますので、できれば今の委員さんのご意見、ご質問で一応打ち切りたいと思っております。次回またお聞きするチャンスというか、機会がありますので、それに回していただければと思うのですけれども、よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 それでは、ご意見、ご質問は一応ここで打ち切りまして、もしまた継続することであれば、次回またその質問をから入りたいと思います。

なお、今回、今のご意見等踏まえて、何か感想とか、あえてここでお話をしておきたいということがあれば、発言をしてもよろしいと思っておりますけれども。それも次回持ち越しでよろしいですか。

○委員 先ほどご丁寧にたくさん情報もいただいて参考になったのですけれども、やはり聞き逃したりして、確認するのが二度手間な気もいたします。そんなに手間をかけていただく必要はないのですが、事務局から発表いただくに当たっての要旨は箇条書き程度のものでも結構ですので紙面にさせていただけますと、大変理解も進みます。今日もたくさん、数字が出てまいりました。利用率、あるいは収入ですね。今後の議論にもすごく重要な部分かと思っておりますので、できましたら簡単なメモを頂戴できますと大変ありがたいと思っておりますので、次回、ぜひお願いします。

○委員長 よろしいですか。

○事務局 はい。

○委員長 はい、ではそのようにお願いしたいと思います。

○委員 あと、申しわけありません。確認ですが、このようにして皆様に集まってお話を伺えるのは次回までということでしょうか。

○委員長 スケジュールではそういうことなのですけれども、流れによっては当然、そうならない場合もあり得ることで。

○委員 おさまらなかつたらその次もということも考え得るということですか。

○委員長 ただ、一応の目処とすれば、次回ということで。

○委員 わかりました。次回は、冒頭から質疑ができるかと。

○委員長 もう質疑ができるはずですし、一定のメモなり何なりが出てくれば、さらに具体的なお話ができると思いますので。

○委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

それでは、その他ということで、日程の第4は終わらせていただきます。その他ということでお願いします。

—次回日程調整等（略）—

○委員長 それでは、次回も本日の説明を受けて、4施設についての減免についてのお話を中心としてまいりたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第2回の小平市の受益者負担の適正化検討委員会を終了いたします。ご苦労さまでございました。